

政 発 第 313 号
2017 年 2 月 16 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

実務対応報告公開草案第 48 号
「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」
に対するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年 12 月 22 日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

質問 1

公共施設等運営権の取得時の会計処理、減価償却の方法及び耐用年数、減損損失の認識の判定及び測定における資産のグルーピング、並びにプロフィットシェアリング条項に基づき各期に算定された支出額の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

但し、運営権者が公共施設等運営権を取得するにあたり、無形固定資産を認識することが提案されているが、PFI 法に基づく契約種別により民間の投下資金の回収リスクを公共主体が担保するケースが想定されるのであれば、IFRIC 第 12 号の取扱いと差異が生じる可能性があることから、IFRS との整合性の観点より、金融資産モデルの追加要否について検討頂きたい。また、利用者の利便性向上のため、具体的な設例を織り込むようにして頂きたい。

質問 2

更新投資に係る資産及び負債の計上、並びに更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

質問 3

表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

(回答)

概ね同意する。

注記作成者の過度な負担にならぬよう、性質を踏まえ重要性で判断できるなどの配慮を頂きたい。

そのために各注記項目の具体的な意義を明確にして頂きたい。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(回答)

本公開草案では、民間資金等活用事業のうち、公共施設等運営事業のみを対象としているが、その他の事業を含めた包括的な会計基準の開発を検討頂きたい。

また、本公開草案は、IFRS との比較において、取引の対象範囲、対価の認識の表示科目、開示項目等において基準差が存在している点、また公共施設等から運営対価を受領するケース等、取扱いが不明瞭な点もあると考える。基準差が生じることはあり得るとしても、コンバージェンスの観点より、基準差の一覧表を提示する等の対応をお願いしたい。

以 上

一般社団法人日本貿易会

〒105-6106

東京都港区浜松町 2-4-1

世界貿易センタービル 6 階

URL <http://www.jftc.or.jp/>**経理委員会委員会社**

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住金物産株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社日立ハイテクノロジーズ

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社

ユアサ商事株式会社